

令和8年4月12日執行
浅口市長及び浅口市議会議員選挙

選挙公営のしおり

浅口市選挙管理委員会

ま え が き

選挙公営とは、国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い、若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度で、浅口市長及び浅口市議会議員選挙においては、次のような選挙運動の公営が採用されます。

- ① ポスター掲示場の設置（法第144条の2第8項）
- ② 公営施設使用の個人演説会（法第164条）
- ③ 投票記載所等における氏名等の掲示（法第175条第1項及び第2項）
- ④ 選挙運動用通常葉書の交付（法第142条第5項）
- ⑤ 選挙運動用自動車の使用（自動車条例）
- ⑥ 選挙運動用ポスターの作成（ポスター条例）
- ⑦ 選挙運動用ビラの作成（ビラ条例）

この冊子は、今回の選挙において、候補者が自動車、ポスター及びビラの公費負担を受けるための手続について説明するものです。

この選挙において、候補者は、自動車条例、ポスター条例及びビラ条例の規定により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に係る経費について、一定の条件の範囲内で公費負担を受けることができますが、この公費負担を受けるためにはいろいろな手続が定められています。

この冊子に記載されている事項その他について疑問がある場合は、浅口市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※この冊子では、法令等の用語について、次のように略称等を使用しておりますのでご注意ください。

(凡例等)

法	………	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
自動車条例	……	浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用 自動車の使用の公営に関する条例 （平成20年浅口市条例第1号）
ポスター条例	……	浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用 ポスターの作成の公営に関する条例 （平成20年浅口市条例第2号）
ビラ条例	………	浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用 ビラの作成の公営に関する条例 （令和3年浅口市条例第16号）
自動車規程	……	浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用 自動車の使用の公営に関する規程 （平成20年浅口市選挙管理委員会告示第5号）
ポスター規程	……	浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用 ポスターの作成の公営に関する規程 （平成20年浅口市選挙管理委員会告示第6号）
ビラ規程	………	浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用 ビラの作成の公営に関する規程 （令和3年浅口市選挙管理委員会告示第5号）
市選管	………	浅口市選挙管理委員会

説明文中の各種様式の題名は、例えば「選挙運動用」という字句を省くなど平易な表現で記載しています。

目 次

I	選挙公営における注意事項	1
II	選挙運動用自動車の使用の公営	3
	(1) タクシー、ハイヤー等を一括して借入れる場合	5
	(2) 自動車、燃料、運転手を個々の契約により使用する場合	6
III	選挙運動用ポスターの作成の公営	10
IV	選挙運動用ビラの作成の公営	13
V	各種契約書様式（記載例）	16
	(1) タクシー、ハイヤー借入れ契約書（記載例）	17
	(2) 選挙運動用自動車借入れ契約書（記載例）	18
	(3) 選挙運動用自動車燃料供給契約書（記載例）	19
	(4) 選挙運動用自動車運転手雇用契約書（記載例）	20
	(5) 選挙運動用ポスター作成契約書（記載例）	21
	(6) 選挙運動用ビラ作成契約書（記載例）	22
VI	各種様式（記載例）	23
	(1) タクシー、ハイヤー借入れ	24
	(2) 自動車使用の契約届出書	28
	(3) 個々契約（自動車）	29
	(4) 個々契約（燃料）	32
	(5) 個々契約（運転手）	38
	(6) ポスター作成	41
	(7) ビラ作成	47

I 選挙公営における注意事項

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営を受けるには、それぞれ必要な手続がありますが、ここでは、特にご注意いただきたい事項について説明します。

1 候補者に係る供託物が没収されないこと。

候補者に係る供託物が没収される場合には、当該候補者は公費負担を受けることができません。

供託物の没収は、候補者の得票数が法第93条に定める一定の数（以下「供託物没収点」という。）に達しなかった場合や候補者が候補者たることを辞退した場合などに行われます。（選挙の結果が判明しないと公費負担制度が適用されるかどうか分からないので、注意してください。）

◆供託物没収点

【浅口市長選挙の場合】

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

【浅口市議会議員選挙の場合】

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数(16)}} \times \frac{1}{10}$$

2 必ず有償契約を締結し、市選管へ届け出なければなりません。

公営の適用を受けようとする候補者は、公営の適用を受けようとする種別ごとに、必ず業者等と有償契約を締結し、市選管へその契約書の写しを添えて所定の届出書によりその旨を届け出なければなりません。

無償で提供を受ける場合には、公営の対象とはなりませんので、ご注意ください。

3 公営には、一定の限度があります。

公費負担については、種別ごとにそれぞれ条例で限度額が定められています。

たとえ、契約上この限度額を超えた契約をしても、限度額の範囲内では公費負担を受けることはできません。限度額を超えた部分については、候補者の自己負担となりますので、ご注意ください。

また、反対に、契約が条例で定める限度額を下回る場合には、その下回る額の範囲内で公費負担されることとなります。

4 所定の手続が必要です。

公費負担制度により、市は業者等からの請求に基づき、候補者が支払うべき金額について一定の範囲内で当該業者等へ支払うこととされていますが、この経費の支払いには所定の手続により交付される書類を添付

することが必要となりますので、必ず所定の手続をされますようお願い
します。

なお、手続は、概ね次のとおりです。

種 別	提 出 先 等	期 日 等
1 各種契約届出書 (ア) 立候補の届出前の契約 (イ) 立候補の届出後の契約	候補者 → 市選管	(ア) 立候補の届出後、直ちに (イ) 契約後、直ちに
2 各種使用（作成）証明書	候補者 → 業者等	契約履行後、直ちに
3 確認申請書 (燃料、ポスター、ビラ)	候補者 → 市選管	契約届出後、確認を受け ようとするとき直ちに
4 確認書（燃料、ポスター、ビラ）	(1) 市選管 → 候補者	確認後、直ちに
	(2) 候補者 → 業者等	市選管から交付を受けた後 直ちに
5 請 求 書 (添付書類) 各種使用（作成）証明書 確認書	業者等→市長 (総務課)	候補者の供託物が没収さ れないことを確認後、速 やかに

5 請求書等の提出

(1) 提出先

浅口市選挙管理委員会事務局（浅口市役所内）
〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050
電話（0865）44-7000

(2) 提出期限

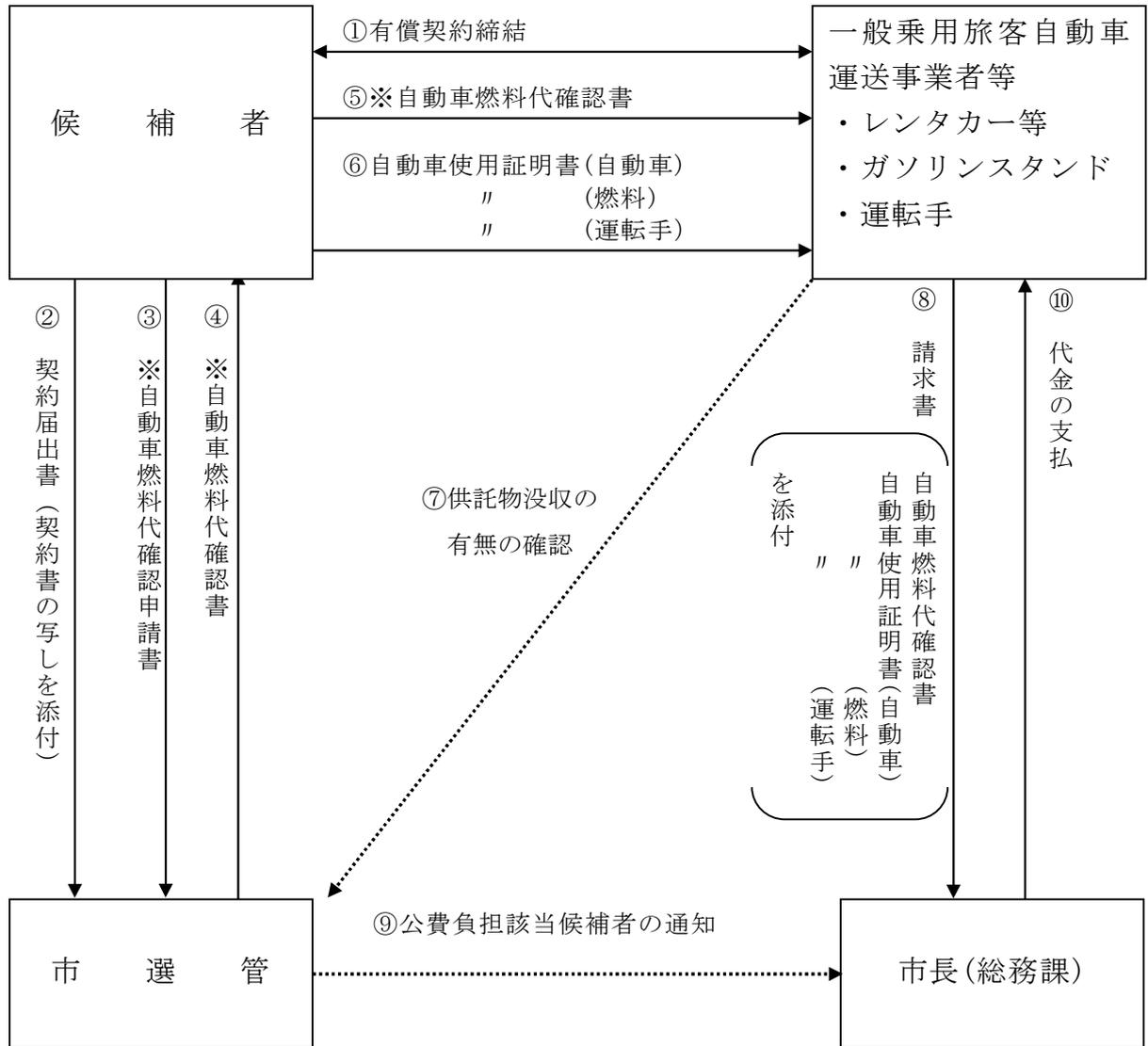
契約届出書 令和8年4月 5日（日）
確認申請書（燃料、ポスター、ビラ） 令和8年4月17日（金）
請求書等 令和8年4月27日（月）

※ 提出期限を過ぎても公費負担は受けられますが、この場合、業者等
への支払が遅れることとなりますので、できるだけ提出期限までにそ
れぞれの手続を終えられますようお願いいたします。

6 公費負担の支払い

関係書類の提出後、内容を審査し、業者等への公費負担分の支払いの手
続を行います。なお、支払日は、書類提出の約1箇月後を予定しています。

II 選挙運動用自動車の使用の公営



- (注) 1 燃料供給者との有償契約によって燃料を使用する場合にのみ、他の手続と比べて※印の手続が必要です。(図③④⑤)
- 2 自動車、燃料及び運転手の各自動車使用証明書の一般乗用旅客自動車運送事業者等への提出は(図⑥)、契約履行後、使用の実績に基づいて提出してください。自動車使用証明書(燃料)には、「自動車燃料代確認書」及び「給油伝票の写し」を添付してください。
- 3 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに市選管へ連絡してください。

1 選挙運動用自動車の使用

この選挙において、供託物を没収されなかった候補者が有償で選挙運動用自動車を使用したときは、当該経費について一定の範囲で公費負担を受けることができます。

使用の方式には、タクシー又はハイヤーのように自動車、燃料及び運転手を運送事業者から一括して借り入れる方式（いわゆるハイヤー方式）と、運行に必要な自動車、燃料、運転手を個々にそれぞれ借り入れ契約等を締結する2通りの方式があります。

いずれの方式を採用するかは、候補者の選択によりますが、それぞれの方式により次表のとおり公費負担限度額が定められています。

使用区分	契約区分	公費負担限度額
①タクシー、ハイヤー等を一括して借り入れる場合（ハイヤー方式）	運送	1日当たり 64,500円 (期間中 451,500円)
②自動車、燃料、運転手を個々の契約により使用する場合	ア 自動車借入れ	1日当たり 16,100円 (期間中 112,700円)
	イ 燃料供給	期間中 53,900円
	ウ 運転手雇用	1日当たり 12,500円 (期間中 87,500円)

備考 ・期間＝7日

・無投票となった場合の限度額の取扱いは、後述の「2手続の概要」各項目を参照してください。

2 手続の概要

(1) タクシー、ハイヤー等を一括して借り入れる場合（ハイヤー方式）

ア 有償契約の相手方

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般にタクシー会社といわれるものです。）と有償契約を締結してください。

イ 対象となる自動車の数

1日1台です。選挙運動用自動車は、市選管で交付する表示板を付けたもの1台しか使えません。

仮に2台契約しており、同じ日に午前中と午後で使い分けた場合には、候補者が指定するいずれか1台しか公費負担の対象とはなりません。

なお、自動車は、いわゆる緑ナンバーの車両に限られます。

ウ 限度額

1日当たりの限度額は64,500円で、総額の限度額は、選挙運動期間中に実際に使用した日数に64,500円を乗じて得た金額です。（無投票となった場合は、その事由が生じた日までの日数の範囲です。告示日において無投票となった場合は、1日分のみとなります。）

例えば、1日66,000円で契約しても、1日については、64,500円しか公費負担されず、差額の1,500円は候補者の負担となります。反対に、1日40,000円で契約した場合には、契約額である40,000円が公費負担の対象となります。

エ 手続

ハイヤー方式の場合の公営の手続は、次のとおりです。

- ① 候補者と運送事業者とで有償契約を締結し、契約書（17頁参照）を作成してください。
- ② 候補者は、契約締結後直ちに（立候補前の契約の場合は、立候補の届出が受理された後直ちに）その旨を市選管へ自動車の使用の契約届出書（24頁参照）に契約書の写しを添えて届け出てください。（自動車条例第3条、自動車規程第2条）
- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、使用の実績に基づき、自動車使用証明書（自動車）（25頁参照）を運送事業者に提出してください。（自動車規程第5条）
- ④ 運送事業者は、契約の相手方である候補者の供託物が没収されなかったことを確認後、市長（総務課）へ請求書（26頁参照）に請求内訳書（27頁参照）及び候補者から交付された自動車使用証明書（自動車）（25頁参照）を添えて所定の経費を請求してください。（自動車条例第4条、自動車規程第6条）

- ⑤ 市から運送事業者へ経費を支払います。

(2) 自動車、燃料、運転手を個々の契約により使用する場合

ア 選挙運動用自動車の借入れ

(ア) 有償契約の相手方

いわゆるレンタカー業者のほか、個人から借り入れることも差し支えありませんが、候補者と生計を一にする親族については、自動車の貸出を業として行う者以外の者からの借入れは、公費負担の対象とはなりません。たとえば、候補者の配偶者が所有するマイカーを借りるような場合が挙げられます。

(イ) 対象となる自動車の数

1日1台です。選挙運動用自動車は、市選管で交付する表示板を付けたもの1台しか使えません。

仮に2台契約しており、同じ日に午前中と午後で使い分けた場合には、候補者が指定するいずれか1台しか公費負担の対象とはなりません。

(ウ) 限度額

1日当たりの限度額は16,100円で、総額の限度額は、選挙運動期間中に実際に使用した日数に16,100円を乗じて得た額です。(無投票となった場合は、その事由が生じた日までの日数の範囲です。告示日において無投票となった場合は、1日分のみとなります。)

例えば、1日17,000円で契約締結しても、1日に16,100円しか公費負担されず、差額の900円は候補者の負担となります。反対に、1日10,000円で契約した場合は、契約額である10,000円が公費負担の対象となります。

(エ) 手続

- ① 候補者とレンタカー業者や個人とで有償契約を締結し、契約書(18頁参照)を作成してください。
- ② 候補者は、契約締結後直ちに(立候補前の契約の場合は、立候補の届出が受理された後直ちに)その旨を市選管へ自動車の使用の契約届出書(28頁参照)に契約書の写しを添えて届け出てください。(自動車条例第3条、自動車規程第2条)
- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、使用の実績に基づき、自動車使用証明書(自動車)(29頁参照)を業者等に提出してください。(自動車規程第5条)
- ④ 業者等は、契約の相手方である候補者の供託物が没収されなかったことを確認後、市長(総務課)へ請求書(30頁参照)に請求内訳書(31頁参照)及び候補者から交付された自動車使用証

明書(自動車) (29頁参照) を添えて所定の経費を請求してください。(自動車条例第4条、自動車規程第6条)

- ⑤ 市から業者等へ経費を支払います。

イ 燃料の供給を受ける場合

(ア) 有償契約の相手方

ガソリン等の燃料供給業者と契約することとなるのが通常ですが、候補者と生計を一にする親族については、燃料供給を業として行う者以外の者からの供給は、公費負担の対象とはなりません。また、契約を締結した車両のみが対象となります。

(イ) 燃料契約の総量

特に総量としての限度はありませんが、限度額が定められていますので、この限度額を契約単価で除した数量しか公費負担の対象とはなりません。契約単価の限度額はありません。

(ウ) 限度額

1日当たりの限度額はありませんが、総額の限度額は7,700円に立候補の届出があった日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額(53,900円)の範囲内です。(無投票となった場合は、その事由が生じた期間に7,700円を乗じて得た金額の範囲内です。告示日において無投票となった場合は、7,700円までが公費負担となります。)

燃料の供給に関しては、供給を受けた燃料の代金のそれぞれを合算した額が上記の額の範囲内であることについて市選管の確認を受ける必要がありますので、ご注意ください。

(エ) 手続

- ① 候補者と燃料供給業者とで有償契約を締結し、契約書(19頁参照)を作成してください。
- ② 候補者は、契約締結後直ちに(立候補前の契約の場合は、立候補の届出が受理された後直ちに)その旨を市選管へ自動車の使用の契約届出書(28頁参照)に契約書の写しを添えて届け出てください。(自動車条例第3条、自動車規程第2条)
- ③ 候補者は、選挙運動用自動車に燃料の供給を受けたときは、燃料供給業者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面。35頁参照)を受領してください。(自動車規程第5条)
- ④ 候補者は、供給を受けた燃料の代金のそれぞれを合算した額が公費負担の範囲内であることの確認を受けてください。(自動車条例第4条、自動車規程第3条)

確認は、市選管が行います。自動車燃料代確認申請書（32頁参照）を市選管に提出してください。市選管で確認後、自動車燃料代確認書（33頁参照）を交付しますので、この確認書を燃料供給業者へ提出してください。（自動車規程第3条）

- ⑤ 候補者は、使用の実績に基づき、自動車使用証明書(燃料) (34頁参照)を作成し、給油の際受領した給油伝票の写しを添えて、燃料供給業者に提出してください。（自動車規程第5条）
- ⑥ 燃料供給業者は、契約の相手方である候補者の供託物が没収されなかったことを確認後、市長(総務課)へ請求書(36頁参照)に請求内訳書(37頁参照)、候補者から交付された自動車使用証明書(燃料)(34頁参照)、給油伝票の写し(35頁参照)及び自動車燃料代確認書(33頁参照)を添えて所定の経費を請求してください。（自動車条例第4条、自動車規程第6条）
- ⑦ 市から燃料供給業者へ経費を支払います。

ウ 運転手を雇用する場合

(ア) 有償契約の相手方

選挙運動用自動車の運転を依頼する個人と有償契約を締結してください。なお、候補者と生計を一にする親族については、運転を業として行う者以外の者の雇用は、公費負担の対象とはなりません。

(イ) 対象となる運転手の人員数

1日に1人です。仮に2人と契約しており、同じ日に午前中と午後で使い分けた場合には、候補者が指定するいずれか1人しか公費負担の対象とはなりません。

(ウ) 限度額

1日当たりの限度額は12,500円で、総額の限度額は、選挙運動期間中に実際に使用した日数に12,500円を乗じて得た額です。(無投票となった場合は、その事由が生じた日までの日数の範囲です。告示日において無投票となった場合は、1日分のみとなります。)

たとえば、1日15,000円で契約しても、1日12,500円しか公費負担されず、差額の2,500円は候補者の負担となります。反対に、1日10,000円で契約した場合は、契約額である10,000円が公費負担の対象となります。

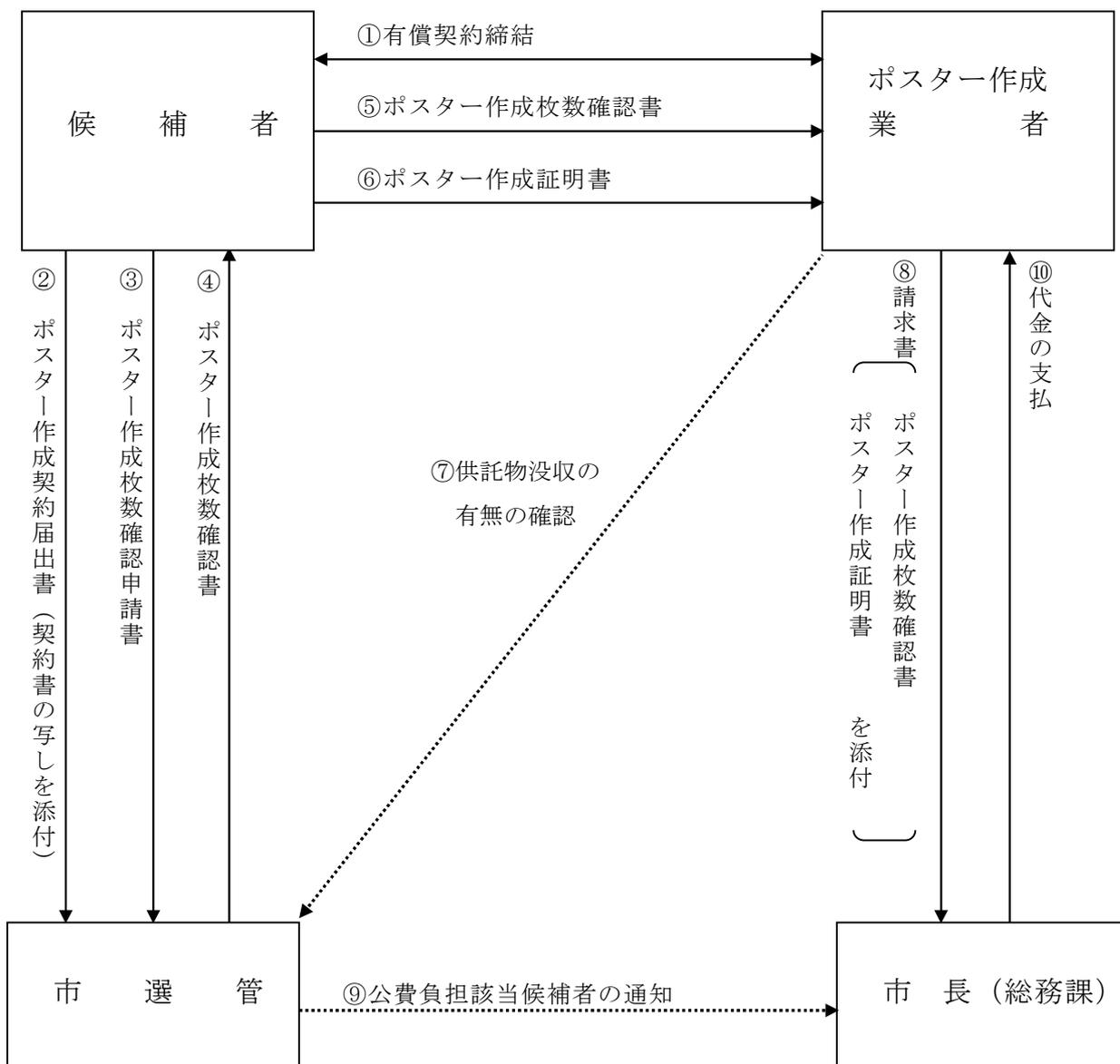
(エ) 手続

- ① 候補者と運転手とで有償契約を締結し、契約書（20頁参照）を作成してください。
- ② 候補者は、契約締結後直ちに（立候補の届出前の契約の場合は、立候補が受理された後直ちに）その旨を市選管へ自動車の

使用の契約届出書（28頁参照）に契約書の写しを添えて届け出てください。（自動車条例第3条、自動車規程第2条）

- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、使用の実績に基づき、自動車使用証明書(運転手)（38頁参照）を運転手に提出してください。（自動車規程第5条）
- ④ 運転手は、契約の相手方である候補者の供託物が没収されなかったことを確認後、市長(総務課)へ請求書（39頁参照）に請求内訳書（40頁参照）及び候補者から交付された自動車使用証明書(運転手)（38頁参照）を添えて所定の経費を請求してください。（自動車条例第4条、自動車規程第6条）
- ⑤ 市から運転手へ、所得税を引いて経費を支払います。

Ⅲ 選挙運動用ポスターの作成の公営



- (注) 1 ポスター作成証明書のポスター作成業者への提出 (図⑥) は、契約履行後、作成の実績に基づいて提出してください。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに市選管へ連絡してください。

1 選挙運動用ポスターの作成

この選挙において、供託物を没収されなかった候補者が有償で選挙運動用ポスターを作成したときは、当該作成費について一定の範囲で公費負担を受けることができます。

2 手続の概要

(1) 有償契約の相手方

ポスターの作成を業とする者と有償契約を締結してください。

この場合、写真撮影、ポスターのデザイン及び印刷をそれぞれ個別に契約した場合は、印刷業者との契約のみが公費負担の対象となりますので、ご注意ください。

(2) 作成枚数の限度

ポスター掲示場数を限度とします。

契約上この数よりも多い枚数で契約してもポスター掲示場の数までしか公費負担の対象となりません。

作成枚数については、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることについて市選管の確認を受ける必要がありますので、ご注意ください。

(3) 作成単価の限度額

【作成単価】

$$\frac{586\text{円}88\text{銭} \times 146\text{カ所 (掲示場数)} + 92,345\text{円}}{146\text{カ所 (掲示場数)}} = 1,220\text{円}$$

※1円未満の端数切り上げ

(4) 公費負担の限度額

【限度額】

$$1,220\text{円} \times 146\text{枚} = 178,120\text{円}$$

実際に公費負担される額の算定に当たっては、実際の契約の作成単価が上記(3)の算定式で得られた作成単価の限度額より低いときは契約単価で、限度額より高いときは作成単価の限度額で算定されることとなります。

また、作成枚数は、市選管で確認された枚数で算定されます。

(5) 手続

- ① 候補者とポスター作成業者とで有償契約を締結し、契約書(21頁参照)を作成してください。
- ② 候補者は、契約締結後直ちに(立候補前の締結の場合は、立候補の届出が受理された後直ちに)その旨を市選管へポスター作成契約

届出書(41頁参照)に契約書の写しを添えて届け出てください。(ポスター条例第3条、ポスター規程第2条)

- ③ 候補者は、公営の適用を受けるポスターの枚数がポスター掲示場の数の範囲内であることの確認を受けてください。(ポスター条例第4条、ポスター規程第3条)

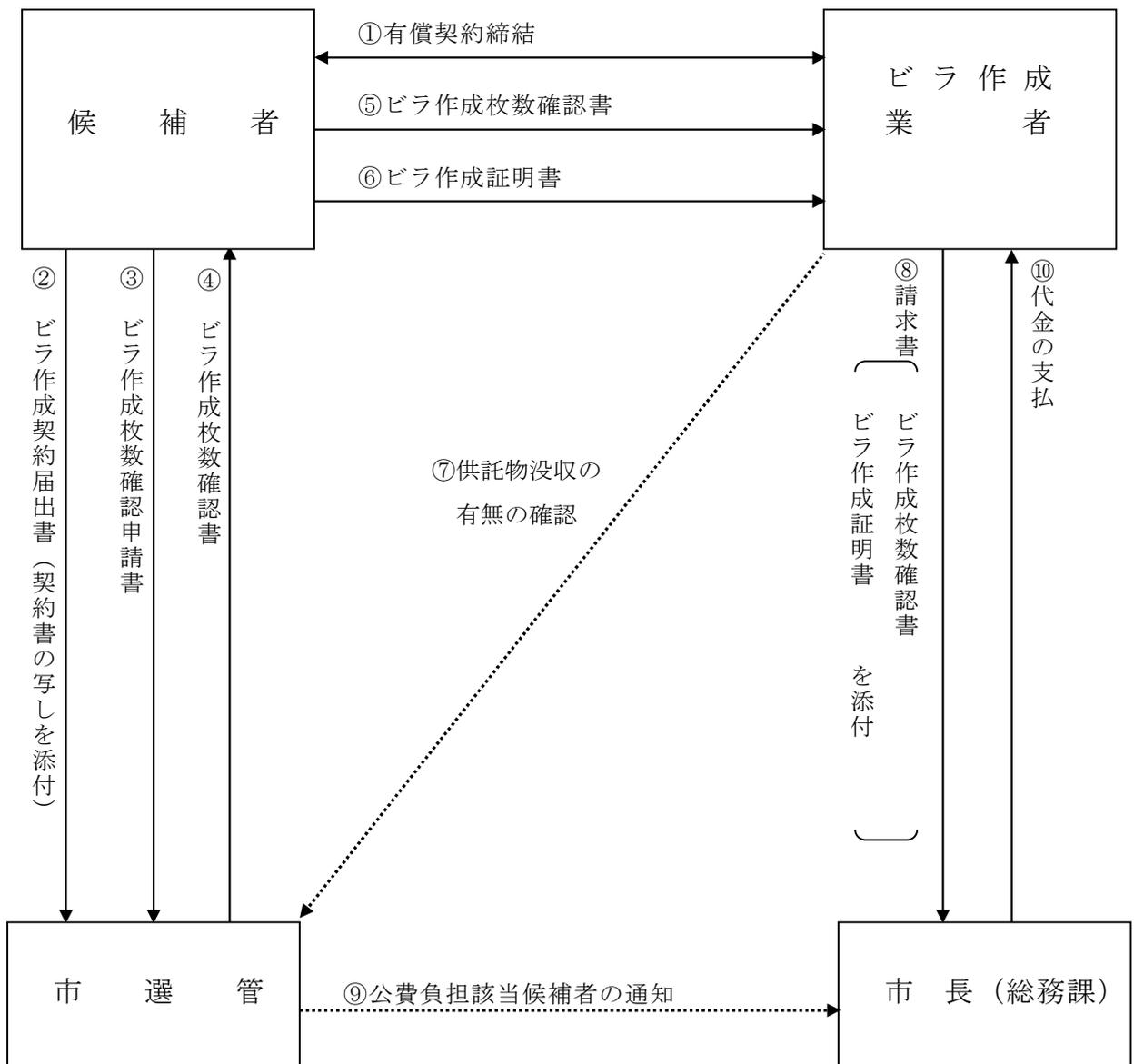
確認は、市選管が行います。ポスター作成枚数確認申請書(42頁参照)を市選管に提出してください。市選管で確認後、ポスター作成枚数確認書(43頁参照)を交付しますので、この確認書をポスター作成業者に交付してください。(ポスター規程第3条、第4条)

- ④ 候補者は、選挙運動用ポスターを作成したときは、作成の実績に基づき、ポスター作成証明書(44頁参照)をポスター作成業者に提出してください。(ポスター規程第5条)

- ⑤ ポスター作成業者は、契約の相手方である候補者の供託物が没収されなかったことを確認後、市長(総務課)へ請求書(45頁参照)に請求内訳書(46頁参照)、ポスター作成証明書(44頁参照)及びポスター作成枚数確認書(43頁参照)を添えて、所定の経費を請求してください。(ポスター条例第4条、ポスター規程第6条)

- ⑥ 市からポスター作成業者へ経費を支払います。

IV 選挙運動用ビラの作成の公営



- (注) 1 ビラ作成証明書のビラ作成業者への提出 (図⑥) は、契約履行後、作成の実績に基づいて提出してください。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに市選管へ連絡してください。

1 選挙運動用ビラの作成

この選挙において、供託物を没収されなかった候補者が有償で選挙運動用ビラを作成したときは、当該作成費について一定の範囲で公費負担を受けることができます。

2 手続の概要

(1) 有償契約の相手方

ビラの作成を業とする者と有償契約を締結してください。

この場合、写真撮影、ビラのデザイン及び印刷をそれぞれ個別に契約した場合は、印刷業者との契約のみが公費負担の対象となりますので、ご注意ください。

(2) 作成枚数の限度

市長選挙16,000枚、市議会議員選挙4,000枚を限度とします。

契約上この数よりも多い枚数で契約してもこの枚数までしか公費負担の対象となりません。

作成枚数については、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることについて市選管の確認を受ける必要がありますので、ご注意ください。

(3) 作成単価の限度額

【作成単価】 8.38円

(4) 公費負担の限度額

【限度額】

市長選挙 8.38円 × 16,000枚 = 134,080円

市議会議員選挙 8.38円 × 4,000枚 = 33,520円

実際に公費負担される額の算定に当たっては、実際の契約の作成単価が上記(3)の作成単価の限度額より低いときは契約単価で、限度額より高いときは作成単価の限度額で算定されることとなります。

また、作成枚数は、市選管で確認された枚数で算定されます。

(5) 手続

- ① 候補者とビラ作成業者とで有償契約を締結し、契約書(22頁参照)を作成してください。
- ② 候補者は、契約締結後直ちに(立候補前の締結の場合は、立候補の届出が受理された後直ちに)その旨を市選管へビラ作成契約届出書(47頁参照)に契約書の写しを添えて届け出てください。(ビラ条例第3条、ビラ規程第2条)
- ③ 候補者は、公営の適用を受けるビラの枚数が作成枚数の限度の範囲内であることの確認を受けてください。(ビラ条例第4条、ビラ規程第3条)

確認は、市選管が行います。ビラ作成枚数確認申請書(48頁参照)

を市選管に提出してください。市選管で確認後、ビラ作成枚数確認書（49頁参照）を交付しますので、この確認書をビラ作成業者に交付してください。（ビラ規程第3条、第4条）

- ④ 候補者は、選挙運動用ビラを作成したときは、作成の実績に基づき、ビラ作成証明書（50頁参照）をビラ作成業者に提出してください。（ビラ規程第5条）
- ⑤ ビラ作成業者は、契約の相手方である候補者の供託物が没収されなかったことを確認後、市長（総務課）へ請求書（51頁参照）に請求内訳書（52頁参照）、ビラ作成証明書（50頁参照）及びビラ作成枚数確認書（49頁参照）を添えて、所定の経費を請求してください。（ビラ条例第4条、ビラ規程第6条）
- ⑥ 市からビラ作成業者へ経費を支払います。

V 各種契約書様式

(記 載 例)

※ 以下は浅口市長選挙における選挙公営の各種契約書に関する記載例です。

浅口市議会議員選挙については、各様式の「浅口市長選挙」を「浅口市議会議員選挙」に読み替えてご使用ください。

印紙
(注)

契 約 書

(候補者名)

岡 山 太 郎

(以下「甲」という。)は、令和 8年 4月 12日執行予定の

(選挙名)

浅口市長

選挙における公職選挙法第141条第1項の自動車の運送を

(業者の名称)

株式会社△△△△ 代表取締役 備中三郎

(以下「乙」という。)に委託し、

この実施に関して次のとおり契約を締結する。

- 1 運送期間 令和 8年 4月 5日から令和 8年 4月 11日まで
- 2 契約金額 **451,500** 円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。)
(内訳 1日 **64,500** 円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。) × 7日間)

- 3 使用する自動車の台数、車種及び登録番号又は車両番号

台 数 **1台**
 車 種 **小型乗用自動車**
 登録番号 **倉敷555 あ 43-21**

契約金額に応じた印紙を貼付 (甲乙とも)
 契約金額 1万円以上 10万円以下→200円
 契約金額 10万円を超え 50万円以下→400円

- 4 請求及び支払

甲は、乙から3に定める自動車の提供を受けたときは、乙に対してその代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により浅口市に帰属することとならなかった場合は、2で定める契約金額のうち、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に定めるところにより、条例で定める金額については、浅口市長に対して請求するものとする。

- 5 その他

この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 住所 **浅口市〇〇町△△番地**

氏名 **岡 山 太 郎**

岡^印
山

乙 住所 **浅口市〇〇町□□番地**

氏名 **株式会社 △△△△**

代表取締役 備中三郎

備^印
中

(注) 印紙税法別表第1第1号4の運送に関する契約書となり印紙が必要です。

選挙運動用自動車借入れの契約書の記載例

契 約 書

(候補者名)

岡 山 太 郎

(以下「甲」という。)は、令和 8年 4月 12日執行予定の

(選挙名)

浅口市長

選挙における公職選挙法第141条第1項の自動車について

(業者等の名称)

浅 口 太 郎

(以下「乙」という。)と次のとおり

賃貸借契約を締結する。

- 1 賃貸借期間 令和 8年 4月 3日から令和 8年 4月 12日まで
- 2 契約金額 **161,000** 円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。)
(内訳 1日 **16,100** 円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。) × **10** 日間)
- 3 使用する自動車の台数、車種及び登録番号
台 数 **1台**
車 種 **小型乗用自動車**
登録番号又は車両番号 **倉敷555 わ 12-34**

4 請求及び支払

甲は、乙から3に定める自動車を借り受けたときは、乙に対してその賃借料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により浅口市に帰属することとならなかった場合は、2で定める契約金額のうち、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に定めるところにより、条例で定める金額については、浅口市長に対して請求するものとする。

5 その他

この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 住所 **浅口市〇〇町△△番地**

氏名 **岡 山 太 郎**



乙 住所 **浅口市〇〇町□□番地**

氏名 **浅 口 太 郎**



(注) 印紙は不要です。

選挙運動用自動車の燃料供給の契約書の記載例

契 約 書

(候補者名)

岡 山 太 郎

(以下「甲」という。)は、令和 8年 4月 12日執行予定の

(選挙名)

浅口市長

選挙における公職選挙法第141条第1項の自動車の燃料について

(業者の名称)

有限会社 △△石油 代表取締役 山川海男

(以下「乙」という。)と次のとおり

売買契約を締結する。

1 燃料供給期間 令和 8年 4月 5日から令和 8年 4月 11日まで

2 1リットル当たりの単価 燃料供給時における乙の店頭販売価格とする。
(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

3 供給する燃料の種類
ガソリン

4 供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号
車 種 **小型乗用自動車**
登録番号又は車両番号 **倉敷555 わ 12-34**

5 請求及び支払

甲は、乙から4に定める自動車に燃料の供給を受けたときは、乙に対してその代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により浅口市に帰属することとならなかった場合は、2で定める契約金額のうち、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に定めるところにより、条例で定める金額については、浅口市長に対して請求するものとする。

6 その他

この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 住所 **浅口市〇〇町△△番地**

氏名 **岡 山 太 郎**



乙 住所 **浅口市〇〇町□□番地**

氏名 **有限会社 △△石油**

代表取締役 山 川 海 男



(注) 印紙は不要です。

選挙運動用自動車の運転手雇用の契約書の記載例

契 約 書

(候補者名)

岡 山 太 郎

(以下「甲」という。)は、令和 8年 4月 1 2日執行予定の

(選挙名)

浅口市長

選挙における公職選挙法第 1 4 1 条第 1 項の自動車の運転について

(運転手名)

運 転 一 郎

(以下「乙」という。)と次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 雇用期間 令和 8年 4月 5日から令和 8年 4月 1 1日まで

2 契約金額 **87,500**円 (内訳 1日の報酬 **12,500**円×7日)

3 運転する自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種 **小型乗用自動車**

登録番号又は車両番号 **倉敷555 わ 12-34**

4 請求及び支払

乙は、3に定める自動車の運転を目的とした労務を提供することとし、甲は、その提供を受けたときは、乙に対してその報酬を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により浅口市に帰属することとならなかった場合は、2で定める契約金額のうち、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に定めるところにより、条例で定める金額については、浅口市長に対して請求するものとする。

5 その他

この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 住所 **浅口市〇〇町△△番地**

氏名 **岡 山 太 郎**



乙 住所 **浅口市〇〇町□□番地**

氏名 **運 転 一 郎**



(注) 印紙は不要です。

選挙運動用ポスター作成の契約書の記載例

契 約 書

印紙

(注)

(候補者名)

岡 山 太 郎

(以下「甲」という。)は、令和 8年 4月 1 2日執行予定の

(選挙名)

浅口市長

選挙における公職選挙法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスターの

(業者の名称)

作成について **株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎** (以下「乙」という。)

と次のとおり請負に関する契約を締結する。

契約金額 1 万円～100 万円の場合、200 円の印紙が必要

1 ポスターの規格等

(1) 規 格 縦 **4 2** cm×横 **4 0** cm

(2) 数 量 **1 9 4** 枚

(3) 納 期 令和 8年 **4** 月 **2** 日

2 契約金額 **1 5 9, 2 2 6** 円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。)

(1 枚当たりの単価 **8 2 0. 7 5** 円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。))

3 請求及び支払

乙は、1 に定める納期までにポスターを作成し、甲に引き渡すこととし、甲は、ポスターの引渡しを受けたときは、乙に対してその代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により浅口市に帰属することとならなかった場合は、2 で定める契約金額のうち、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に定めるところにより、条例で定める金額については、浅口市長に対して請求するものとする。

4 その他

この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 8年 **3** 月 **2 2** 日

甲 住所 **浅口市〇〇町△△番地**

氏名 **岡 山 太 郎**



乙 住所 **浅口市〇〇町□□番地**

氏名 **株式会社 ××印刷**

代表取締役 備前五郎



(注) 印紙税法別表第 1 第 2 号の請負に関する契約書となり印紙が必要です。

選挙運動用ビラ作成の契約書の記載例

契 約 書

印紙
(注)

(候補者名)

岡 山 太 郎

(以下「甲」という。)は、令和 8年 4月 12日執行予定の

(選挙名)

浅口市長

選挙における公職選挙法第142条第1項第6号のビラの

(業者の名称)

作成について **株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎** (以下「乙」という。)

と次のとおり請負に関する契約を締結する。

契約金額1万円～100万円の場合、200円の印紙が必要

1 ビラの規格等

- (1) 規 格 **29.7** cm× **21** cm
- (2) 数 量 **16,100** 枚
- (3) 納 期 令和 8年 **4**月 **2**日

- 2 契約金額 **141,680** 円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。)
(1枚当たりの単価**8.80**円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。))

3 請求及び支払

乙は、1に定める納期までにビラを作成し、甲に引き渡すこととし、甲は、ビラの引渡しを受けたときは、乙に対してその代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により浅口市に帰属することとならなかった場合は、2で定める契約金額のうち、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例に定めるところにより、条例で定める金額については、浅口市長に対して請求するものとする。

4 その他

この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 8年 **3**月 **22**日

甲 住所 **浅口市〇〇町△△番地**

氏名 **岡 山 太 郎**

岡山印

乙 住所 **浅口市〇〇町□□番地**

氏名 **株式会社 ××印刷**

代表取締役 備前五郎

備前印

(注) 印紙税法別表第1第2号の請負に関する契約書となり印紙が必要です。

VI 各種様式 (記載例)

※ 以下は浅口市長選挙における選挙公営の届出に関する記載例です。

浅口市議会議員選挙については、各様式の「浅口市長選挙」を「浅口市議会議員選挙」に読み替えてご使用ください。

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和8年 4月 5日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上 弘道 様

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年 4月1日	浅口市〇〇町〇〇番地 株式会社 △△△△ 代表取締役 備中三郎	令和8年4月5日～ 令和8年4月11日	451,500円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
燃料代					
運転手の雇用					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第4号(第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年 4月16日

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎



記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	浅口市〇〇町〇〇番地 株式会社 △△△△ 代表取締役 備中三郎			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日		運送等金額	備考
小型乗用自動車 倉敷 555 あ 43-21	令和8年 4月 5日		64,500円	
〃	令和8年 4月 6日		64,500円	
〃	令和8年 4月 7日		64,500円	
〃	令和8年 4月 8日		64,500円	
〃	令和8年 4月 9日		64,500円	
〃	令和8年 4月 10日		64,500円	
〃	令和8年 4月 11日		64,500円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が浅口市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、浅口市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、浅口市に支払を請求することはできません。

様式第5号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

令和8年 4月16日

浅口市長 様

(請求者)

氏名又は名称及び住所並びに法人 浅口市〇〇町口

〇番地

にあつてはその代表者の氏名 株式会社 △△

△△

代表取締役 備中三郎

生年月日(個人の場合のみ記入) 年 月 日

連絡先 電話番号 () -

備中

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 451,500 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年 4月12日執行 浅口市長 選挙
- 4 候補者の氏名 岡山太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇× 銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇× 店
預金種別	① 普通 2 当座	
口座番号	1234567	
(フリガナ) 通帳名義	カブシキガイシャ△△△△ダイヒョウトリシマリヤクビツチュウサブロウ 株式会社 △△△△ 代表取締役 備中三郎	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した 選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、浅口市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(タクシー、ハイヤー借入れ)

(別紙)1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年4月5日	64,500円×1台=64,500円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和8年4月6日	64,500円×1台=64,500円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和8年4月7日	64,500円×1台=64,500円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和8年4月8日	64,500円×1台=64,500円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和8年4月9日	64,500円×1台=64,500円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和8年4月10日	64,500円×1台=64,500円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和8年4月11日	64,500円×1台=64,500円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
計			451,500円	

備考1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

2 「運送金額」には、消費税を含みます。

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和8年 4月 5日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上弘道 様

令和8年4月12日執行 浅口市長 選挙

候補者の氏名 岡山太郎



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ		令和8年4月1日	浅口市〇〇町〇〇番地 浅口太郎	令和8年4月3日 ~令和8年4月12日	161,000円	
燃料代		令和8年4月1日	浅口市〇〇町〇〇番地 有限会社 △△石油 代表取締役 山川海男	倉敷 555 わ 12-34		店頭販売価格
運転手の雇用		令和8年4月1日	浅口市〇〇町〇〇番地 運転一郎	令和8年4月5日 ~令和8年4月11日	87,500円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第4号(第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年 4月16日

令和8年4月12日執行 浅口市長 選挙

候補者の氏名 岡山太郎



記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	浅口市〇〇町〇〇番地 浅口太郎			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日		運送等金額	備考
小型乗用自動車 倉敷 555 わ 12-34	令和8年 4月 5日		16,100円	
〃	令和8年 4月 6日		16,100円	
〃	令和8年 4月 7日		16,100円	
〃	令和8年 4月 8日		16,100円	
〃	令和8年 4月 9日		16,100円	
〃	令和8年 4月 10日		16,100円	
〃	令和8年 4月 11日		16,100円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が浅口市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、浅口市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、浅口市に支払を請求することはできません。

様式第5号(第6条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和8年 4月16日

浅口市長 様

(請求者)

氏名又は名称及び住所並びに法人 **浅口市〇〇町〇〇番地**

にあつてはその代表者の氏名 **浅 口 太 郎**

浅
口

生年月日(個人の場合のみ記入) **昭和25年 3月 21日**

連絡先 電話番号 **(0865) 44 -XXXX**

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 **112,700** 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年 4月12日執行 **浅口市長** 選挙
- 4 候補者の氏名 **岡山太郎**
- 5 振込先

金融機関名	〇× 銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇× 店
預金種別	① 普通 2 当座	
口座番号	1111111	
(フリガナ) 通帳名義	アサクチ タロウ 浅 口 太 郎	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した 選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、浅口市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(その1)自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年4月5日	16,100円×1台=16,100円	15,800円×1台=15,800円	16,100円	
令和8年4月6日	16,100円×1台=16,100円	15,800円×1台=15,800円	16,100円	
令和8年4月7日	16,100円×1台=16,100円	15,800円×1台=15,800円	16,100円	
令和8年4月8日	16,100円×1台=16,100円	15,800円×1台=15,800円	16,100円	
令和8年4月9日	16,100円×1台=16,100円	15,800円×1台=15,800円	16,100円	
令和8年4月10日	16,100円×1台=16,100円	15,800円×1台=15,800円	16,100円	
令和8年4月11日	16,100円×1台=16,100円	15,800円×1台=15,800円	16,100円	
計			112,700円	

備考

- 1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「借入れ金額」には消費税を含みます。

(個々契約：燃料)

様式第2号(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和8年 4月14日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上弘道 様

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎

岡山

次の自動車燃料代につき、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 4月 1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住所(所在地) 浅口市〇〇町〇〇番地
氏名(法人の場合は名称) 有限会社 △△石油
法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 山川海男
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
倉敷555 わ 12-34
- 4 確認申請金額 20,400 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0円	0円
今回の購入金額(b)	20,400円	20,400円
燃料代計(a)+(b)	20,400円	20,400円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から浅口市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者からの購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(第3条関係)

第 1 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和8年 4月14日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上弘道



記

- 1 令和8年 4月12日執行 **浅口市長** 選挙
- 2 候補者の氏名 **岡山太郎**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
倉敷555 わ 12 - 34
- 4 確認金額 **20,400** 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、浅口市に支払を請求することはできません。

その2

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和8年 4月16日

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎

岡山

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		浅口市〇〇町〇〇番地 有限会社 △△石油 代表取締役 山川海男		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和8年4月5日	倉敷555わ12-34	40 ㍓	6,000円	
令和8年4月7日	〃	32 ㍓	4,800円	
令和8年4月9日	〃	40 ㍓	6,000円	
令和8年4月11日	〃	24 ㍓	3,600円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者給油の際に受領したものをいう。以下同じ)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が浅口市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、浅口市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

給油伝票

給油伝票は、燃料供給時に契約業者から受領してください。

特に、様式はありませんが、次の内容の記載が必要です。

※ 給油伝票とは、次の内容が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

(記載内容) ①燃料の供給を受けた日付

②燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

③燃料供給量

④燃料供給金額

給油伝票 (例)

納品書	
令和8年4月5日	①
岡山 太郎 様	
自動車登録番号又は車両番号 12-34	②
レギュラー	
40.00L	③
@150	
¥6,000	④
浅口市〇〇町□□番地	
有限会社 △△石油	

倉敷 555
わ 12-34

※給油伝票の写しを、「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」に添付して、契約業者へ提出してください。

様式第 5 号(第 6 条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

令和 8 年 4 月 1 6 日

浅口市長 様

(請求者)

氏名又は名称及び住所並びに法人 浅口市〇〇町〇〇番地
にあつてはその代表者の氏名 有限会社 △△石油

代表取締役 山川 海男



生年月日 (個人の場合のみ記入) 年 月 日

連絡先 電話番号 () -

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 **20,400** 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 8 年 4 月 1 2 日執行 **浅口市長** 選挙
- 4 候補者の氏名 **岡山太郎**
- 5 振込先

金融機関名	〇× 銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇× 店
預金種別	① 普通 2 当座	
口座番号	2222222	
(フリガナ) 通帳名義	ユウゲンガイシャ△△セキユダイヒョウトリシマリヤクヤマカワウミオ 有限会社 △△石油 代表取締役 山川海男	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した 選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、浅口市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)3

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(その2)燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年 4月5日	倉敷555 わ12-34	150円×40リットル=6,000円			
令和8年 4月7日	倉敷555 わ12-34	150円×32リットル=4,800円			
令和8年 4月9日	倉敷555 わ12-34	150円×40リットル=6,000円			
令和8年 4月11日	倉敷555 わ12-34	150円×24リットル=3,600円			
年 月 日		円× リットル= 円			
年 月 日		円× リットル= 円			
年 月 日		円× リットル= 円			
計		20,400円	20,400円	20,400円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

その3

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和8年 4月26日

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎



記

運転手の氏名及び住	運転一郎 浅口市〇〇町〇〇番地	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和8年4月5日	12,500円	
令和8年4月6日	12,500円	
令和8年4月7日	12,500円	
令和8年4月8日	12,500円	
令和8年4月9日	12,500円	
令和8年4月10日	12,500円	
令和8年4月11日	12,500円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が浅口市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、浅口市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じ12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、浅口市に支払を請求することはできません。

様式第 5 号(第 6 条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

令和 8 年 4 月 16 日

浅口市長 様

(請求者)

氏名又は名称及び住所並びに法人 **浅口市〇〇町〇〇番地** 運
転
 にあってはその代表者の氏名 **運 転 一 郎**
 生年月日 (個人の場合のみ記入) **昭和 4 8 年 5 月 3 0 日**
 連絡先 電話番号 **(0 8 6 5) 4 4 - x x x x**

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 **87,500** 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 8 年 4 月 1 2 日執行 **浅口市長** 選挙
- 4 候補者の氏名 **岡 山 太 郎**
- 5 振込先

金融機関名	〇× 銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇× 店
預金種別	① 普通 2 当座	
口座番号	3 3 3 3 3 3 3	
(フリガナ) 通帳名義	ウンテンイチロウ 運 転 一 郎	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した 選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、浅口市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)4

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(その3)運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年4月5日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和8年4月6日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和8年4月7日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和8年4月8日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和8年4月9日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和8年4月10日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和8年4月11日	12,500円	12,500円	12,500円	
計			87,500円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和8年 4月5日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上 弘道 様

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎

岡山

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 3月22日	浅口市〇〇町〇〇番地 株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎	194枚	159,226円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号(第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和8年 4月14日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上 弘道 様

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎



次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 3月22日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住所(所在地) 浅口市〇〇町〇〇番地
氏名(法人の場合は名称) 株式会社 ××印刷
法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 備前五郎
- 3 確認申請枚数 146 枚

区分		作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数	(a)	0枚	0枚
今回の枚数	(b)	194枚	146枚
枚数計	(a)+(b)	194枚	146枚
備考			

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から浅口市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(第3条関係)

第 1 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年 4月14日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上 弘道



記

- 1 令和8年 4月12日執行 **浅口市長**選挙
- 2 候補者の氏名 **岡 山 太 郎**
- 3 確認枚数 **146** 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、浅口市に支払を請求することはできません。

様式第4号(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和8年 4月16日

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎



記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	浅口市〇〇町〇〇番地 株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎
作成枚数	194枚
作成金額	159,226円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	146箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が浅口市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、浅口市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数} + 92,345 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価(1円未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第5号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

令和8年 4月16日

浅口市長 様

(請求者)

氏名又は名称及び住所並びに法人 浅口市〇〇町〇〇番地
にあつてはその代表者の氏名 株式会社 ××印刷

代表取締役 備前五郎

備前

連絡先 電話番号 (0865) 44 - 〇〇〇〇

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 119,829 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年4月12日執行 浅口市長 選挙
- 4 候補者の氏名 岡山太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇〇 店
預金種別	① 普通 2 当座	
口座番号	7654321	
(フリガナ) 通帳名義	カブシキガイシャ××インサツダイヒョウトリシマリヤクビゼンゴロウ 株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、浅口市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

作成単価が基準限度額単価
(1,220 円) より低い場合で、
円未満の額があるときは、小
数点第 3 位以下切捨

請求内訳書

選挙区(選挙 が行われる 区域)におけ るポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単 価 A	枚 数 B	金額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金額 G×H= I	
146 箇所	820.75 円	194 枚	159,226 円	1,220 円	146 枚	178,120 円	820.75 円	146 枚	119,829 円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数} + 92,345 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 =単価(1 円未満の端数は切上げ)
- E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和8年 4月 5日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上 弘道 様

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎

岡山

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 3月22日	浅口市〇〇町〇〇番地 株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎	16,100 枚	141,680 円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和8年 4月14日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上 弘道 様

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎

岡山

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 3月22日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住所(所在地) 浅口市〇〇町〇〇番地
氏名(法人の場合は名称) 株式会社 ××印刷
法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 備前五郎
- 3 確認申請枚数 16,000 枚

区分		作成枚数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数	(a)	0枚	0枚
今回の枚数	(b)	16,100枚	16,000枚
枚数計	(a)+(b)	16,100枚	16,000枚
備考			

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から浅口市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(第3条関係)

第 1 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年 4月14日

浅口市選挙管理委員会

委員長 川上 弘道



記

- 1 令和8年4月12日執行 **浅口市長**選挙
- 2 候補者の氏名 **岡山太郎**
- 3 確認枚数 **16,000** 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、浅口市に支払を請求することはできません。

様式第4号(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和8年 4月16日

令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

候補者の氏名 岡山太郎



記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	浅口市〇〇町〇〇番地 株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎
作成枚数	16,100 枚
作成金額	141,680 円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が浅口市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、浅口市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

- ア 浅口市議会の議員の選挙 4,000 枚
- イ 浅口市長の選挙 16,000 枚

(2) 限度額 8円38銭(単価)×確認された作成枚数

様式第5号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

令和8年 4月16日

浅口市長 様

(請求者)

氏名又は名称及び住所並びに法人 浅口市〇〇町〇〇番地
にあつてはその代表者の氏名 株式会社 ××印刷

代表取締役 備前五郎

備前

連絡先 電話番号 (0865) 44 - 〇〇〇〇

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 134,080 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年4月17日執行 浅口市長 選挙
- 4 候補者の氏名 岡山太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇〇 店
預金種別	① 普通 2 当座	
口座番号	7654321	
(フリガナ) 通帳名義	カブシキガイシャ××インサツダイヒョウトリシマリヤクビゼンゴロウ 株式会社 ××印刷 代表取締役 備前五郎	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、浅口市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
8.80 円	16,100 枚	141,680 円	8.38 円	16,000 枚	134,080 円	8.38 円	16,000 枚	134,080 円	

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。